

第4次府中市特別支援教育推進計画

令和5年1月
府中市教育委員会

は じ め に

府中市教育委員会は、これまで府中市特別支援教育推進計画を策定し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、教育相談や特別支援教室等の環境を整備し、個に応じた指導及び支援の充実や障害のある児童・生徒等に対する実効性のある取組を推進してきました。

平成17年度の第1次推進計画策定時と比べると、「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定など、障害者を取り巻く環境も大きく変わっています。

今後、障害のある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける「共生社会」を実現するためには、これまで以上に障害者の「自立と社会参加」を促進する必要があり、障害のある児童・生徒等の能力を最大限に伸長する「多様な学びの場」における特別支援教育が重要な役割を果たしていくこととなります。

第4次府中市特別支援教育推進計画では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」やこれまでの府中市教育委員会の取組を踏まえ、市内全ての小学校、中学校における特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な指導及び支援を行うための施策を示しています。

府中市教育委員会は、本計画を着実に推進することで、障害のある児童・生徒等への特別支援教育の更なる充実を図っていきます。今後とも、保護者の方々を始め、教育関係者、市民の皆様の一層のご理解、ご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和 5 年 1 月

府中市教育委員会

< 目 次 >

第1章 第4次府中市特別支援教育推進計画の概要	1
1 第4次推進計画策定の背景	
2 第4次推進計画の目的等	
3 第4次推進計画の基本的な考え方	
第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組	11
方向性Ⅰ 小・中学校における取組	12
取組1 通常の学級における特別支援教育の充実	
取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実	
取組3 特別支援教室における指導の充実	
取組4 通級指導学級（難聴、言語障害）における指導の充実	
取組5 特別支援教育に関する専門性の向上	
方向性Ⅱ 取組を支える環境の整備	17
取組1 教育相談体制の整備・充実	
取組2 就学相談の充実	
取組3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援	
取組4 医療的ケア児への支援の充実	
方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携	20
取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実	
取組2 関係機関との連携	
第3章 参考資料	21
1 第3次推進計画について	
2 特別支援学級等における在籍等状況	
3 用語集	

第1章

第4次府中市特別支援教育推進計画の概要

第1章 第4次府中市特別支援教育推進計画の概要

1 第4次推進計画策定の背景

(1) 第7次府中市総合計画

令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第7次府中市総合計画において、学校教育に関連する施策は、施策49から施策51までに位置付けられており、そのうち、特別支援教育に関連する主要な取組は、「特別支援教育の充実（施策49）」、「教育相談・教育支援事業（施策50）」があります。特に、施策49では、「児童・生徒一人ひとりが個に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。」としています。

<施策49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成>

地域（市民）と学校が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有した上で、協働し、郷土府中への誇りと愛着を持った持続可能な社会の創り手となる人材を育んでいます。（主な取組 特別支援教育の充実）

<施策50 学びの機会を保障するための支援の充実>

全ての児童・生徒が、誰一人取り残されることがなく、安全・安心に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育んでいます。（主な取組 教育相談・教育支援事業）

(2) 第3次府中市学校教育プラン

令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第3次府中市学校教育プランの基本理念は、近年のグローバル化や急速な情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行など、社会の変化が複雑で予測困難であり、様々な課題に対して決まった答えがない世の中において、感性を豊かに働かせ、試行錯誤しながらよりよく問題を解決する資質・能力や、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向けて挑戦することができる人間に育ってほしいという願いの下で設定されています。

<第3次府中市学校教育プランの基本理念>

全ての子供が、人格の完成に向け、ふるさと府中に誇りを持ち、知性や感性を磨き、豊かな人間性を備え、心身ともに健康に成長していくために、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携、協力、役割分担、支援しながら子供たちの育成を担っていきます。

府中市特別支援教育推進計画を策定する上で、第3次府中市学校教育プランとの整合性に配慮し、基本理念の実現を目指します。

<第3次府中市学校教育プランの特別支援教育に関連する主な取組例>

- 全ての教員の専門性向上 ○ICT機器を活用した授業改善
- 特別支援教室における指導の充実 ○関係機関との連携
- 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の活用
- 府中市教育支援委員会の効果的な運営 ○医療的ケア児への対応 など

(3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画

東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）の計画期間は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、第一次実施計画の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間、第二次実施計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間となります。

<東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念>

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

第二次実施計画の「施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」においては、小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導及び支援によって着実に力を伸ばさせるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導及び支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

(4) 学習指導要領の改訂

小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から学習指導要領が全面実施となりました。

学校においては、全ての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応を行う必要があります。

また、各教科等の指導については、学習を行う際に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められています。

○ 小学校学習指導要領第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

- ① 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫
- ② 特別支援学級における特別の教育課程
- ③ 通級による指導における特別の教育課程
- ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

(5) GIGAスクール構想

国では、学習指導要領の実施を見据え、児童・生徒一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すGIGAスクール構想を進めています。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の一斉臨時休業等を受け、GIGAスクール構想が前倒しになるなど、市立小・中学校においても一人1台端末の整備が令和3年度に完了し、デジタル技術を活用した教育の基盤整備が急速に進められています。

(6) 中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件を整備し、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされました。

特別支援教育の在り方として、障害のある児童・生徒等の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教員の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が求められています。

(7) こども基本法

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが目的として示されています。

(8) 特別支援教育をめぐる動き

ア 障害者の権利に関する条約の発効

障害者の教育については、障害者権利条約第24条に規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされている。

ます。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

イ 障害者基本法の改正

障害者権利条約の批准に先立ち、平成23年8月に障害者基本法が改正されました。障害者の教育については、第16条において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

ウ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

平成25年6月には、障害者基本法第4条第1項及び第2項を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、平成28年4月から施行されました。障害を理由とした不当な差別的扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の提供が行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

エ 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実に努めるため、平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行されました。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが重要であり、教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」をすることが新たに規定されました。

オ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

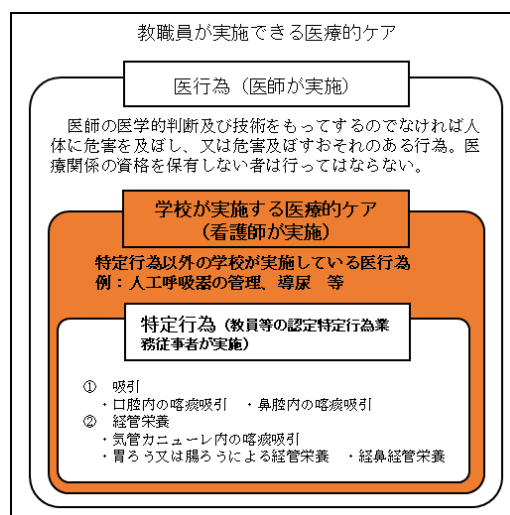
国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供でき、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしています。小・中学校における通常の学級、通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であることが示されています。

国は、中央教育審議会初等中等教育分科会による報告等を踏まえて、平成25年9月、学校教育法施行令を一部改正し、障害のある児童・生徒等の就学先決定について、区市町村教育委員会が、児童・生徒等の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに変更しました。

カ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

教育条件の整備に関して、医療的ケアを必要とする児童・生徒等とその家族に対する支援について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、令和3年9月に施行されました。その基本理念に、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る医療的ケアが行われるなど、社会全体で支えることが示されました。



キ 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ」

国の有識者会議では、特異な才能のある児童・生徒について、その才能や特性ゆえに学校で著しい困難を抱えている場合に、その困難に着目し、その様子と周囲の環境との相互作用を考慮しながら、困難を解消するとともに才能を伸ばしていくことを目指すことが示されました。

2 第4次推進計画の目的等

(1) 第4次推進計画の目的

本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸長することができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援教育に関連する施策を計画的に実施するために策定するものです。

(2) 第4次推進計画の位置付け

本推進計画は、国や東京都の動向並びに第7次府中市総合計画及び第3次府中市学校教育プランを踏まえ、令和4年度までを計画期間としている府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の趣旨を内包した計画として策定します。

(3) 計画期間

本推進計画は、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とします。

3 第4次推進計画の基本的な考え方

本推進計画は、障害の有無に関わらず児童・生徒が共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。

障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。

そのため、全ての児童・生徒のライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばすことのできる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。

<基本理念>

未来社会を創る子供たちの共生社会の実現に向け、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指す。

計画策定三つの方向性

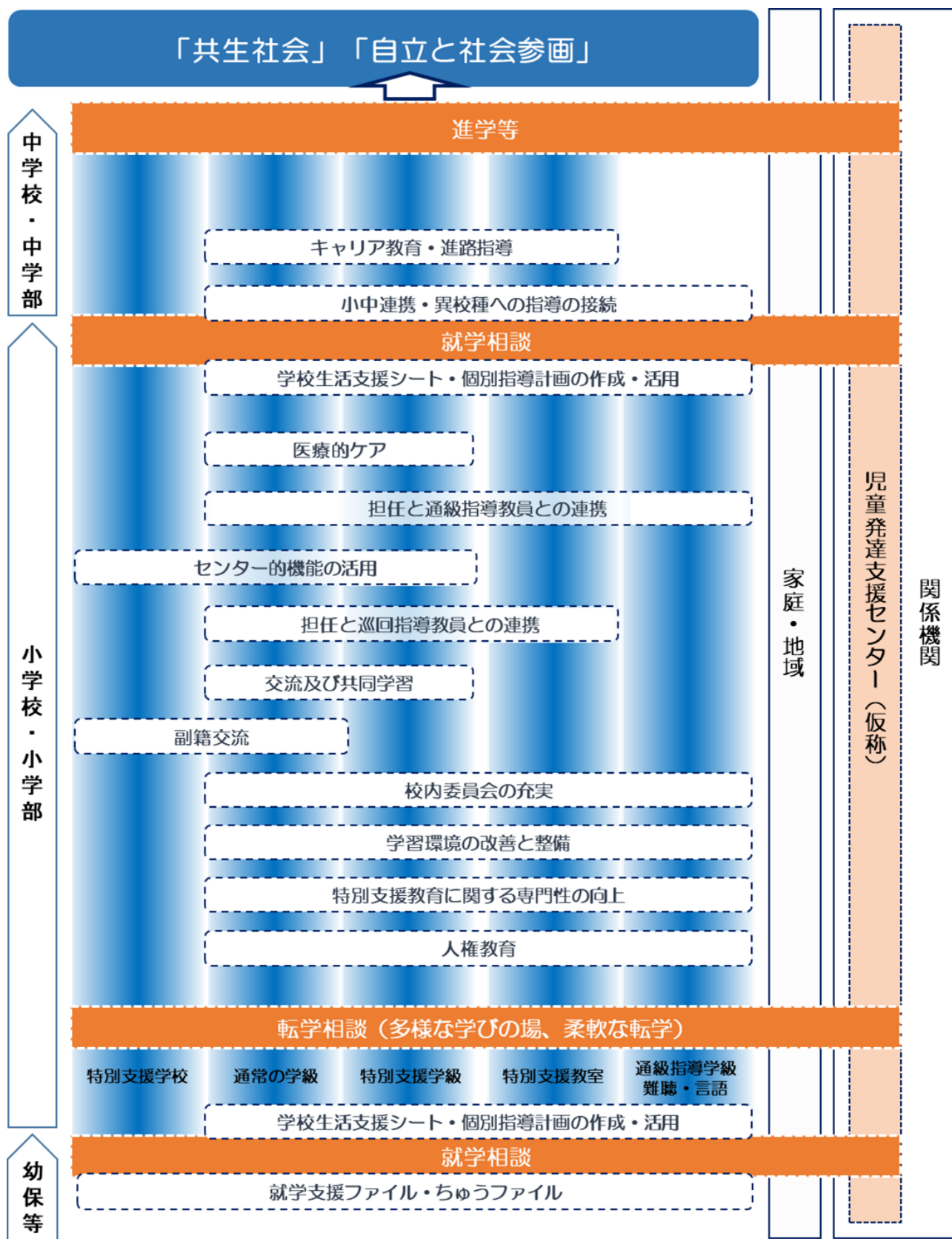
- <方向性Ⅰ> 小・中学校における取組
- <方向性Ⅱ> 取組を支える環境の整備
- <方向性Ⅲ> 保護者、地域及び関係機関との連携

(1) 第4次府中市特別支援教育推進計画の体系

方向性Ⅰ 小・中学校における取組	取組 1 通常の学級における特別支援教育の充実
	取組 2 知的障害特別支援学級における指導の充実
	取組 3 特別支援教室における指導の充実
	取組 4 通級指導学級（難聴、言語障害）における指導の充実 取組 5 特別支援教育に関する専門性の向上
方向性Ⅱ 取組を支える環境の整備	取組 1 教育相談体制の整備・充実
	取組 2 就学相談の充実
	取組 3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援
	取組 4 医療的ケア児への支援の充実
方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携	取組 1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実
	取組 2 関係機関との連携

ア 人権教育の一層の推進 イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実 ウ 学習環境の改善と整備 エ 校内委員会の更なる充実 オ 交流及び共同学習、副籍交流の推進 カ 小中連携教育における取組の充実
ア 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実 イ 学習環境の改善と整備 ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実 エ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置 オ 異校種への指導の接続 カ 交流及び共同学習、副籍交流の推進
ア 特別支援教室の指導内容・方法の充実 イ 在籍学級担任等と巡回指導教員との連携の充実 ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実 エ 異校種への指導の接続 オ 特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底
ア 通級指導学級（難聴、言語障害）の指導内容・方法の充実 イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実 ウ 学習環境の改善と整備
ア 全ての教職員等の特別支援教育に関する理解促進 イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実 ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（難聴、言語障害）の教員を対象とした研修の充実
ア 教育相談の充実 イ 重層的な支援体制の充実 ウ 児童発達支援センター（仮称）における教育相談機能の整備
ア 児童発達支援センター（仮称）における就学前相談機能の整備 イ 教育支援（就学相談、転学相談等）の充実 ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進
ア 児童発達支援センター（仮称）における福祉と教育相談・教育支援の連携の充実 イ 「ちゅうファイル」を活用した福祉保健部との連携の充実
ア 医療的ケアの実施体制の整備 イ 関係機関等との連携
ア 特別支援教育に関する情報発信 イ 保護者等に対する特別支援教育の理解啓発
ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用 イ 児童発達支援センター（仮称）等の福祉との連携

(2) 児童・生徒のライフステージにおける支援の連続性



第2章

特別支援教育推進施策の方向性と取組

第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組

方向性Ⅰ 小・中学校における取組

取組1 通常の学級における特別支援教育の充実

ア 人権教育の一層の推進

- 各学校において、人権尊重の理念に基づき、障害の有無に関わらず互いを尊重し、多様性を認め合う学校づくりを進めるとともに、児童・生徒がいかなる差別やいじめを決して許さない人権感覚や他の人と共によりよく生きようとする態度、具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする実践的な行動力などを身に付けられる教育活動を推進します。
- 共生社会の実現を目指し、「未来へつなぐ府中2020レガシー」として、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて育成してきた「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。

イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実

- 障害の有無にかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安全・安心な学校生活が送れる学級づくりを行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を推進します。
- 発達障害等のある児童・生徒については、支援レベルに応じた指導が行われるよう、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実に努めます。なお、支援レベル3の児童・生徒については、小・中学校学習指導要領に基づき、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を必ず作成し指導を行います。

【発達障害等のある児童・生徒への支援レベル】

支援レベル1	巡回指導教員や巡回心理士等の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的支援を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

- 次の段階の支援レベルへの移行については、校内委員会において現段階の支援レベルの結果を十分に評価し、改善してもなお、更なる支援が必要である場合において検討を行います。

ウ 学習環境の改善と整備

- 一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特성에応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、学習における困難さの改善を図る取組を推進します。
- 児童・生徒の実態に応じて、拡大教科書やマルチメディアデージー教科書の活用を進めるとともに、拡大表示、白黒反転、総ルビ、音声読み上げ、ハイライト表示等の機能により、児童・生徒が自己の特성에応じた学習が行えるよう、デジタル教科書等のデジタル教材の導入を検討します。
- 安全で安心した環境で学習が行えるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立った学習環境の整備に努めます。
- 児童・生徒と関わる教職員も環境要因の一つであることを自覚し、人権に配慮した指導、不適切な指導の根絶など、児童・生徒が安心して学校生活を送れる指導を行います。

エ 校内委員会の更なる充実

- 特別な支援・指導を要する児童・生徒の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を行うため、巡回心理士等を学校に派遣するなど、特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。

オ 交流及び共同学習、副籍交流の推進

- 通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、学校行事等の交流活動にとどまらず、児童・生徒の実態に応じて教科、領域等における交流及び共同学習を推進します。
- 児童・生徒の相互理解を育み、共生社会を実現するため、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、副籍制度による交流機会の確保に向けた取組を推進します。
- 一人1台端末等の活用により、地域指定校との交流活動の更なる充実などについても検討していきます。

カ 小中連携教育における取組の充実

- 9年間を通して地域ぐるみで児童・生徒の「生きる力」を育むため「小中連携の日」を設定し、「学び」と「育ち」の視点から連携の充実を図ります。
- 発達の段階に応じた継続した支援を実現するために、小・中学校の情報共有や引継ぎを確実にを行います。

取組２ 知的障害特別支援学級における指導の充実

ア 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実

- 児童・生徒が望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるよう、児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成します。
- 適切な教科用図書や教材の選定を行うとともに、個別指導計画に基づいた教科指導や各教科等を合わせた指導の充実を図るほか、発達段階に応じた教育活動の見直し、改善を図ります。
- 教育課程の実施に際しては、特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携し、児童・生徒の実態に応じた指導及び支援の充実を図ります。

イ 学習環境の改善と整備【再掲：方向性１－取組１－ウ】

ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

- 児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因等を踏まえ、適切な指導及び支援を行うために、児童・生徒及び保護者のニーズに応じた学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を作成し、計画に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。

エ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置

- 本市では、知的障害特別支援学級を、小学校に６校（府中二小、府中四小、府中五小、府中九小、小柳小、南町小）、中学校に３校（府中一中、府中二中、府中四中）設置しています。
- 児童・生徒数の状況に応じて、引き続き、知的障害特別支援学級の増設について検討するとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置についても検討していきます。

オ 異校種への指導の接続

- 継続した指導や支援が受けられるよう、適宜、保護者の了解を得ながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を活用するほか、学校間の連携を密にし、確実に情報を引き継ぎます。
- 小学校特別支援学級等での指導を中学校で引き続いて受けることが必要な場合は、中学校入学前の状況を把握し、中学校での指導に反映します。

カ 交流及び共同学習、副籍交流の推進【再掲：方向性１－取組１－オ】

取組3 特別支援教室における指導の充実

ア 特別支援教室の指導内容・方法の充実

- 指導目標の設定に当たっては、長期的な観点（おおむね1年程度）で、児童・生徒が達成可能な指導目標を設定することや、短期的な観点（学期ごとの指導期間）で、指導目標の達成状況や児童・生徒の変容などについて評価し、指導目標に対する進捗状況を確認することなど、指導目標の立て方や指導目標に対する評価の考え方の共通理解を図ります。
- 児童・生徒一人一人の障害の状態等に即した特別の教育課程を編成するとともに、個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や個別指導を充実させた指導内容・方法を定め、指導の充実を図ります。
- 在籍学級での様子など指導の成果を把握するとともに、改善が見られる場合には、指導時数の見直しや退室の判定を行います。

イ 在籍学級担任等と巡回指導教員との連携の充実

- 特別支援教室で指導を受ける児童・生徒が、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮し、困難の改善が図られるよう、巡回指導教員等が在籍学級における当該児童・生徒の状況を把握します。
- 巡回指導教員は在籍学級担任等に対して、専門的な立場から助言を行うなど、在籍学級担任等との連携の充実を図ります。
- 在籍学級担任等と巡回指導教員の連携を一層充実させるため、連携型個別指導計画等の作成について検討を進めていきます。

ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実【再掲：方向性1－取組2－ウ】

エ 異校種への指導の接続【再掲：方向性1－取組2－オ】

オ 特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底

- 特別支援教室の対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で学校生活を送るという特別支援教室の目的を達成させるため、特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底を行い、学校全体での取組を一層充実させます。

取組4 通級指導学級（難聴、言語障害）における指導の充実

ア 通級指導学級（難聴、言語障害）の指導内容・方法の充実

- 本市では、難聴学級を小学校に1校（住吉小）、言語障害学級を2校（府中一小、住吉小）に設置しています。
- 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う指導の充実に図ります。

イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実【再掲：方向性1－取組2－ウ】

ウ 学習環境の改善と整備【再掲：方向性1－取組2－イ】

取組5 特別支援教育に関する専門性の向上

ア 全ての教職員等の特別支援教育に関する理解促進

- 教職員等（「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員も含む。）一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修の実施及び指導資料の作成など、理解促進に向けた取組の充実に図ります。
- 関係部間で調整し、特別支援教育研修会等において、幼保小中の教員等が共に学ぶ機会を設定します。

イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実

- 特別な支援を必要とする児童・生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした特別支援教育に関する専門性向上に資する研修を企画・実施します。
- 当該児童・生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教員が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を理解し、作成及び活用できるよう、研修を実施します。

ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（難聴、言語障害）の教員を対象とした研修の充実

- 障害の理解や指導方法の改善など、一人一人の児童・生徒の障害の特性に応じた特別の指導が行えるよう、医師、心理士、言語聴覚士、学識経験者等の専門家から助言を受ける機会や研修の充実に図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導方法や教室環境の整備等について工夫が図られるよう、特別支援学校との連携の充実に図ります。

取組1 教育相談体制の整備・充実

ア 教育相談の充実

- 市内在住・在学の幼児、小・中学生、高校生とその保護者を対象に、電話相談員と臨床心理士等が心配事や悩みについて相談を受け、問題解決に向けて、助言や検査、他の機関への紹介等の支援を行います。
- 学校からの要請に応じて、巡回心理士等を学校へ派遣し、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援に関する助言を行います。

イ 重層的な支援体制の充実

- 児童・生徒の支援に向けて、教育、医療、福祉等の複数の視点で支援できるよう、初期段階における心理的、福祉的な視点でのアセスメントの充実を図るとともに、学校への巡回心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や関係機関への接続、ケース会議の実施など、重層的な支援体制の充実を図ります。

ウ 児童発達支援センター（仮称）における教育相談機能の整備

- 学校生活において、発達面、行動面の支援を必要とする子供及び子供の育ちについて不安のある保護者に対し、教育と福祉の連携により切れ目ない支援が実施できる環境整備を推進します。

取組２ 就学相談の充実

ア 児童発達支援センター（仮称）における就学前相談機能の整備

- 日常生活において、発達面、行動面の支援を必要とする就学前の子供及び子供の育ちについて不安のある保護者への支援として、教育、福祉、保健等が連携した体制を整備し、保護者に対して多様な学びの場に関する理解啓発に努めます。

イ 教育支援（就学相談、転学相談等）の充実

- 障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医療、心理等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定していきます。
- 就学先決定に係る手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人及び保護者の意向が可能な限り尊重されるなど、保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう、就学に関するガイダンスの充実を図ります。
- 就学・転学時に決定した学びの場は固定したものではなく、一人一人の児童・生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、全ての教職員の共通理解となるように周知します。
- 就学相談の結果と異なる就学や、就学先決定後において学校生活に心配や不安のある場合においては、学校の要請に応じて教育支援員等による学校訪問を行うなど、児童・生徒、保護者、学校に対して継続的な支援の充実を図ります。
- 学校は、校内委員会において、転学後の児童・生徒の学校への適応状況や障害の状態等の改善の様子を把握し、経過観察が必要な場合は、本人及び保護者と信頼関係を保ちながら、継続した相談を進めます。

ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進

- 就学前に相談を行っている未就学児の教育的ニーズに応じた教育を保証できるよう、教育支援員が当該の幼稚園や保育園を巡回し、幼児・園児のアセスメントを行います。
- 福祉と連携するとともに、教育的ニーズに応じた就学先が決定できるよう、幼稚園や保育園との連携の充実に努めます。

取組3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援

ア 児童発達支援センター（仮称）における福祉と教育相談・教育支援の連携の充実

- ライフステージが変化しても切れ目ない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の体制整備を進めます。
- 児童発達支援センター（仮称）の整備に向けて、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援が行えるよう、関係部署と連携した検討を進めます。

イ 「ちゅうファイル」を活用した福祉保健部との連携の充実

- 福祉的支援を必要とする方のライフステージが変化しても、必要な支援が連続して行われるよう、福祉保健部と連携し、「ちゅうファイル」と「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の接続を図り、活用しやすい環境整備を進めます。

取組4 医療的ケア児への支援の充実

ア 医療的ケアの実施体制の整備

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。
- 将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず、地域生活における活動及び卒業後の生活の充実に向けて、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等に反映させるなど、関係部署との連携の充実を図ります。

イ 関係機関等との連携

- 就学後、必要な医療的ケアが円滑に実施されるよう、障害者福祉課や子ども家庭支援課、保育支援課等の関係部署や就学前施設等との連携の充実を図ります。
- 医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで学校と学校外の施設や市との連携ができるよう、保護者の同意を前提として、学校が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を関係機関等に提供するなど、情報共有を図り、切れ目のない支援を行います。

取組１ 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実

ア 特別支援教育に関する情報発信

- 特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物、教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。
- 教職員の指導の質の向上及び保護者等に対して支援の一助となるよう、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等について、啓発資料や情報共有サイト等による発信を行います。

イ 保護者等に対する特別支援教育の理解啓発

- 特別支援教育の内容等に関する啓発資料の配布や研修会等を開催し、保護者や地域に対する特別支援教育の理解啓発に努め、特別支援教育を推進します。

取組２ 関係機関との連携

ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用

- 学校の特別支援教育の質の向上を図るため、エリア・ネットワークのセンター校の役割を担う特別支援学校と連携し、巡回相談や研修会の講師、医療的ケアに関する助言、副籍等による交流及び共同学習等の充実を図ります。

イ 児童発達支援センター（仮称）等の福祉との連携

- 平成３１年４月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、ライフステージが変化しても切れ目のない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の整備を進めます。
- 教育や療育、相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援ができるよう、教育と福祉の部門を統括し、関係部署と連携・調整を行います。
- 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実について、家庭と教育と福祉が連携し、支援が必要な児童・生徒や保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、一層の連携を推進します。

第3章

参 考 资 料

第3章

1 第3次推進計画について

方向性Ⅰ 小中学校における取組

取組1 通常の学級における特別支援教育の充実

【成果】

- 障害者理解のための体験活動を実施したことで、子供たちに相手意識が芽生え、人権感覚が育った。
- 校内研修等を通じ、教職員の児童理解を推進するとともに、特別支援学級との交流活動を通じて児童同士の関わり方が深まった。
- 校内委員会の内容を他の教員にも共有することで、多くの教員の目で一人一人の児童に必要な支援を考えるようにしている。
- パラリンピック選手を講師に招へいして授業を行うことで、障害者理解が高まった。
- 特別支援教室に関する授業によって、通室している児童・生徒が、どのようなことで困っているのかなど、通常の学級の児童・生徒に理解させることができた。
- 小学校と中学校でカリキュラムを連携することで、円滑に小中の学びを接続できている。このことで中学校入学後に、子供が戸惑うことが少なくなっている。

【課題】

- 校内委員会の対象児童・生徒が多くなり、委員会内で十分に話し合う時間が取れなかったり、巡回指導員との日程調整が難しかったりする状況がある。
- 性同一性障害（性別不合）に関し、教職員の一層の理解促進が必要である。
- 通常学級に在籍する児童・生徒と、障害のある児童・生徒が当たり前で生活しているが、通常学級に在籍する子供たちに、障害のある児童・生徒の障害特性をどのように理解させるかが課題である。
- 特別支援教室に通う児童がいない学級では、特別支援教室に対する理解が進まない。
- 行事での交流が中心であり、教科の授業の中で共に行う学習を設定できていない。
- 特別支援学級の設置校ではない学校では、副籍交流の充実が必要である。

取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実

【成果】

- 支援体制の強化やICT活用推進により、児童・生徒の主体的な取組や発表等が活発に行われた。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について校内で検討できた。

【課題】

- 教科等の授業における更なる指導の充実が必要である。
- 今後の入級者の増加に対応できる体制を検討することが必要である。

取組3 特別支援教室における指導の充実

【成果】

- 全校に特別支援教室が設置され、在籍校で必要な指導を受けることができるようになり、物理的にも、精神的にも特別支援教室に通いやすくなった。
- 在籍学級の担任が、巡回指導教員と連携して支援の方法を探ることができるようになった。
- 児童が特別支援教室を利用することで、通室で学んだことにより、通常の学級において情緒の安定やコミュニケーション能力、集団適応能力の向上につながった。

【課題】

- 今後、入室する児童・生徒数が増加することが予想される。学校・市がどのように対応するかが課題になる。
- 1年での退室が難しく、短期間でのアセスメント、指導計画の立案が必要である。
- 週2時間の指導時間を基本としているが、2時間では足りない実態がある。
- 特別支援を必要としている生徒が、不登校のために入室できないケースがある。

取組4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実

【成果】

- 通級指導において、個に応じた指導及び支援の徹底ができた。
- ねらいを基にした、活動、思考の場面、まとめ方の工夫を意識した授業が増えた。

【課題】

- 初期の見取りと指導の修正のタイミング等の判断をどのように行うかが課題である。

取組5 特別支援教育に関する専門性の向上

【成果】

- 令和3年度では、市内の7割以上の学校で特別支援教育に関する研修が実施された。
- 特別支援教室の設置により、在籍学級の担任が、専門的な立場である巡回指導教員と一緒に児童・生徒の見立てを行い、支援の方法を探ることができた。
- 都立特別支援学校の教員と、特別支援学級の教員が交流することで専門性の向上を図っている。

【課題】

- 特別支援教育に対する教員の意識・理解に個人差がある。
- 特別支援教室の需要の高まりと、特別支援学級等での指導の経験がない教員や若手教員の増加により、特別支援教育の専門性を備えた教員が不足することが考えられる。巡回指導教員の資質・能力を向上させる取組が必要になる。

方向性Ⅱ 取組を支える環境の整備

取組１ 教育相談体制の充実

【成果】

- 教育センターの巡回相談について、８割以上の学校が利用している。

【課題】

- 子供の特別支援教室入室について悩む保護者に対して、早期の支援が必要であることを理解してもらえる啓発が必要である。

取組２ 就学相談の充実

【課題】

- 就学前の情報を小学校に引き継ぐ方法を検討していく必要がある。

取組３ 児童生徒のライフステージにおける連続性ある支援

【課題】

- 学校生活支援シートを小学校と中学校で統一する必要がある。
- ちゅうファイルと学校支援シートとの関連が明確でない。

方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携

取組１ 特別支援教育の理解推進

【成果】

- 特別支援教室の全校設置により、保護者の通室による指導への抵抗感は薄くなった。

【課題】

- 低学年の児童の保護者に対して、特に医療に対する理解が得にくい。

取組２ 保護者、地域及び関係機関との連携

【成果】

- 特別支援教育コーディネーターの派遣や教員の人事交流など、都立特別支援学校を「エリア・ネットワークのセンター的機能」として活用できている。

【課題】

- 医療機関や福祉機関等の関係機関との連携の仕方について、市や校内において研修等を行い、全ての教員が知っておく必要がある。
- 保護者に対して、学校での子供の特性や現状等の実態に即した指導や、医療や福祉につなげる提案をどのように行っていくかが課題である。
- 福祉機関と学校が、どのように連携を図っていくかが課題である。

2 特別支援学級等における在籍等状況（令和4年5月1日現在）

種 別		学校区分	学 校 数	学 級 数	児童・生徒数
特別支援学級	知的障害学級	小 学 校	6	24	165
		中 学 校	3	15	106
通 級 に よ る 指 導	難 聴 学 級	小 学 校	1	1	9
	言語障害学級	小 学 校	2	6	97
	特別支援教室	小 学 校	22		543
		中 学 校	11		130
計			45	46	1050

(1) 知的障害特別支援学級

ア 学級数及び児童・生徒等の状況

学 校 名	学 級 名	学級数	児童・生徒数	職員数
府中第二小学校	仲 よ し	4	25	5
府中第四小学校	仲 よ し	3	23	4
府中第五小学校	仲 よ し	6	42	7
府中第九小学校	ふ た ば	4	27	5
小柳小学校	仲 よ し	4	26	5
南町小学校	仲 よ し	3	22	4
府中第一中学校	K 組	5	33	7
府中第二中学校	K 組	5	33	7
府中第四中学校	1 0 組	5	40	7

イ 在籍児童・生徒数推移（人）

種 別		学校 区分	児童・生徒数				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
固定学級	知的障害学級	小学校	1 6 5	1 5 8	1 5 2	1 4 8	1 6 5
		中学校	7 9	9 0	1 0 0	1 0 2	1 0 6
計			2 4 4	2 4 8	2 5 2	2 5 0	2 7 1

(2) 特別支援教室

ア 拠点校及び巡回校

【特別支援教室】

拠点校	巡回校		児童・生徒数	職員数
府中第三小学校	府中第五小学校		59	5
府中第八小学校	府中第四小学校		55	5
府中第九小学校	府中第一小学校		60	5
府中第十小学校	白糸台小学校		67	5
武蔵台小学校	府中第七小学校	本宿小学校	61	5
住吉小学校	矢崎小学校	南町小学校	52	4

新 町 小 学 校	府中第六小学校		34	3
若 松 小 学 校	府中第二小学校		62	5
南白糸台小学校	小 柳 小 学 校		44	4
日 新 小 学 校	四 谷 小 学 校		49	4
府 中 第 三 中 学 校	府中第八中学校		31	3
府 中 第 五 中 学 校	府中第一中学校	浅 間 中 学 校	39	3
府 中 第 六 中 学 校	府中第二中学校	府中第九中学校	28	3
府 中 第 七 中 学 校	府中第四中学校	府中第十中学校	32	2

イ 在籍児童・生徒数推移

種 別		学校 区分	児童・生徒数				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通級指導	特別支援教室	小学校	302	351	408	485	543
		中学校	48	61	85	121	130
計			350	412	493	606	673

(3) 通級指導学級

ア 学級数及び児童・生徒等の状況

学校名	学級数	種別	児童・生徒数	職員数
住 吉 小 学 校	1	難 聴 障 害 (通 級)	9	2
府 中 第 一 小 学 校	3	言 語 障 害 (通 級)	46	4
住 吉 小 学 校	3	言 語 障 害 (通 級)	51	4

イ 在籍児童・生徒数推移 (人)

種 別		学校 区分	児童・生徒数				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通級指導	難 聴 学 級	小学校	7	5	7	9	9
	言語障害学級	小学校	84	86	101	100	97
計			91	91	108	109	106

(4) 副籍及び副籍交流の状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
副 籍 者 数	137	153	178	192	211
副 籍 交 流 実 績 数	108	112	120	108	112

3 用語集

【ア行】

・医療的ケア

市立学校における医療的ケアとは、医行為のうち、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる生活援助行為としている。治療行為として実施する医行為とは区別している。

・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

令和3年9月に施行された法律で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育・教育の拡充に係る施策等や医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

・エリア・ネットワーク

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク

【カ行】

・各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則第130条第2項に示された規定で、知的障害のある児童・生徒に対する教育をする場合において特に必要のあるときに、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行う指導の形態を指す。

・学校生活支援シート（個別的教育支援計画）

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。学習指導要領では「個別的教育支援計画」という名称が用いられているが、東京都では、児童・生徒等の学校生活を支えることが支援の中核になることから、「学校生活支援シート」と呼んでいる。

・教育支援委員会

就学先の決定を行う区市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、これらの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行う場として教育支援委員会を設置している。

・個別指導計画

学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し、作成するもの。学習指導要領では「個別の指導計画」という名称が使われているが、東京都では「個別指導計画」と呼んでいる。

【サ行】

・自閉症・情緒障害特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その成果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級であり、知的障害を伴わない自閉症児及び情緒障害児を対象とするもの

・自立活動

個々の児童・生徒等が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校の学習指導要領に示された領域の名称。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの区分がある。

・就学相談

就学相談は、障害のある児童・生徒等が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のことであり、義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会である。就学相談は、基本的に居住する区市町村教育委員会に保護者が申し込む。

・障害

障害者基本法の定義に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害のことをいう。

・障害者権利条約

平成18年12月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約で、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。

・センター的機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

【タ行】

・地域指定校

特別支援学校に在籍する児童・生徒が、副籍制度を利用して副次的な籍（副籍）を置く学校で、原則として自宅に最も近い小学校又は中学校（通学区域を定めている場合は、通街区区域内の小学校又は中学校）のこと。

・ちゅうファイル

府中市では、福祉的な支援を必要とする方々のライフステージが変化しても、支援が継続し、共通理解の下で一貫した支援が受けられるようにするための一助として、本人の成長や変化の記録として作成するファイルのこと。就学したとき、進学したとき、学校を卒業したとき、就職したとき、自立するときなど、様々な場面で活用することを目的としたもの

・特定分野に特異な才能のある児童・生徒

特異な才能のある児童・生徒が才能を示す領域は、学問分野ごと（教科ごと等）、芸術、スポーツなど様々なものが想定され、学問分野よりも狭い特定のテーマの場合もある。また、特異な才能の程度については、非常に高いIQで示されるような極めて突出した才能に限られるわけではなく、様々な程度が想定される。

・特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については月1単位時間から可能）としている。なお、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

・特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者

【ハ行】

・発達障害者支援法

発達障害は、従来、身体障害、知的障害及び精神障害の各制度の谷間に置かれ、また、一般の理解が得られず、その発見が遅れ、必要な支援が届きにくい状態となっていたことから、発達障害者が乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が受けられるよう、平成17年4月から施行された法律

・副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

府中市特別支援教育協議会委員名簿

No	選出区分	氏 名	所属・役職
1	特別支援学級を設置している府中市立小学校及び府中市立中学校の校長	おしだり 忍足 留理子	府中第二小学校長
2		もりしま 森嶋 まさゆき 正行	府中第五小学校長
3		ほりこし 堀越 しんいち 新一	小柳小学校長
4		しまだ 島田 ふみえ 文江	南町小学校長
5		かみや 神谷 いずる 出	府中第一中学校長
6		しげやま 重山 なおき 直毅	府中第四中学校長
7	特別支援学級を設置していない府中市立小学校の校長	ふじさく 藤咲 たかおみ 孝臣	本宿小学校長
8	特別支援学級を設置していない府中市立中学校の校長	いとう 伊藤 じゅん 淳	府中第五中学校長
9	学識経験者	やまぐち 山口 まさこ 真佐子	桜美林大学特任教授
10	東京都立特別支援学校の校長	ほりうち 堀内 しやうご 省剛	東京都立府中けやきの森学園校長
11	府中市立小学校の児童又は府中市立中学校の生徒の保護者	はとり 羽鳥 ひとみ	府中市立小学校の児童の保護者

◎委員長、○副委員長

開催経過

	時 期	議 題
第1回	令和3年9月10日	・今後の進め方について ・府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の評価について
第2回	令和4年1月27日	・府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の評価について
第3回	令和4年6月 1日	・第4次府中市特別支援教育推進計画（素案）
第4回	令和4年7月11日	・第4次府中市特別支援教育推進計画（素案） ・答申について